

地震発生時の児童生徒の安全確保について

日ごろより、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。
さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、川崎市立学校における地震発生時の臨時休業と児童の下校措置については、次の通りとなっています。

本校では、こうした災害発生時に限らず、児童の安全確保を最優先に教育活動取り組んで参りますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

- 1. 川崎市内のいずれかの地域（中原区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一齐に臨時休業にいたします。**

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。
（登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりします。）

また、発生した日が休日、休前日（たとえば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。また、休日明けの平日が授業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は、児童生徒の学校での活動をすべて中止といたします。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童生徒の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

- 2. 授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域（中原区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、川崎市立小学校、特別支援学校においては、すべての児童生徒を学校に留め置き、保護者に直接引き渡すことが原則になります。**

震度5強以上の場合は、連絡等が届かなくても、お子さんを引き取りに来校してください。

※ 保護者以外でも、提出していただいている引き渡し人名簿に登録された方には引き渡すことができるので、その方にもこのことを周知しておいてください。

- 3. 震度5弱以下の地震が発生した場合の登校**については、震災の状況によって登校に危険があり、自宅待機させたい等の判断を保護者の方がされた場合は、自宅で学習することと遅刻及び欠席扱いにはいたしません、**必ず学校への連絡**をお願いします。

震度5弱以下の地震が発生した場合の**下校**については、学校や川崎市周辺の被災状況の把握をもとに、児童の留め置きなどを学校で判断いたします。

今後とも、児童の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。